## 薬剤耐性菌に係る意見聴取要請及び審議状況(平成30年7月11日現在)

## I. 食品安全基本法第24条第1項の規定に基づく案件

		+=+=====	CTS-44 LINNER NAVA	重要度
再審査	案件	申請受理日	審議状況 ※1	ランク
再審査	アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注	2004年10月29日	審議予定	II
	射剤(注射用ビクシリン)		(農水省で資料準備中)	
再審査	チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の	2004年10月29日	審議予定	П
	注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)		(農水省で資料準備中)	
再審査	ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする牛の	2005年8月5日	審議予定	П
	注射剤(動物用ホスミシンS(静注用))		(農水省で資料準備中)	
再審査	セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原	2005年8月5日	審議予定	III
	料(セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の		(農水省で資料準備中)	
	乳房注入剤 (KPドライー5G) 及びセファピリン			
	ナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(KP			
	ラックー5G)			
再審査	バルネムリン塩酸塩を有効成分とする豚の飼料添	2018年7月4日	審議予定	ランク外
	加剤(エコノア1%プレミックス及び同10%プレ		(農水省で資料準備中)	
	ミックス)			
再審査	ミロサマイシンを有効成分とするみつばちの飼料	2004年12月3日	(マクロライド系統として審議	III
	添加剤 (みつばち用アピテン)		<u>中)</u> ※1	
再審査	リン酸チルミコシンを有効成分とする製造用原体	2004年12月3日	(マクロライド系統として審議	III
	(リン酸チルミコシン20%)及び豚の飼料添加剤		<u>中)</u> ※1	
	_ (動物用プルモチルプレミックス−20、同−50、			
	同-100)			
承認	ミロサマイシンを有効成分とする豚の注射剤(マイ	2005年8月5日	(マクロライド系統として審議	Ш
再審査	プラビン注100)	2018年4月26日	<u>中)</u> ※1	
再審査	チルミコシンを有効成分とする製剤原料(チルミコ	2005年8月5日	(マクロライド系統として審議	III
	シン)及び牛の注射剤(ミコチル300注射液)		<u>中)</u> ※1	
再審査	スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有	2005年8月5日	(スルフォンアミド系統として	П
	効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラール		審議予定(農水省で資料	
	液)		準備中)) ※1	
再審査	リン酸タイロシンを有効成分とする豚の経口投与	2006年11月6日	(マクロライド系統として審議	Ш
	<u>剤(動物用タイロシンプレミックス「A」2%、同</u>		<u>中)</u> ※1	
	10%、同 20%)			
再審査	リン酸チルミコシン液を有効成分とする牛の経口	2007年1月15日	(マクロライド系統として審議	III
	投与剤(ミコラル経口液、経口用ミコラル)		<u>中)</u> ※1	
再審査	オキシテトラサイクリン塩酸塩を有効成分とする	2017年9月6日	(テトラサイクリン系統として審	Ш
	ふぐ目魚類の飼料添加剤(水産用テラマイシン散他		議予定(食安委で資料確	
	12 剤)		<u>認中))</u> ※1	

※1 系統は下記Ⅱの案件とともに評価予定

## Ⅱ. 食品安全基本法第24条第3項の規定に基づく案件(平成15年12月8日申請受理)

案件	審議状況	重要度ランク				
【飼料添加物】 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第2条第3項の規定に基づき飼料添加物として指定されている抗菌性物質 が飼料添加物として飼料に添加され家畜等に給与された場合に、選択される薬剤耐性菌について						
亜鉛バシトラシン	審議予定 (農水省で追加資料準備中)	Ш				
アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン	<u> 計がかりる統として審議中</u>	III				
エフロトマイシン	審議予定 ※2 (農水省で追加資料準備中)	ランク外				
クロルテトラサイクリン	<u>テトラサイクリン系統として審議中</u>	III				
ビコザマイシン	審議予定 (農水省で追加資料準備中)	ランク外				
スルファキノキサリン	スルフォンアミト、系統として審議予定 (農水省で資料準備中)	Ш				
リン酸タイロシン	マクロライド系統として審議中	III				
デコキネート	取下げ (2018年6月12日)	ランク外				
<u>ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム</u>	<u>審議予定</u> (食安委で追加資料確認中)	ランク外				
【動物用医薬品】 薬事法第 14 条第 1 項 (第 23 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき承認されている動物用医薬品の主成分のうち 飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められている抗菌性物質が薬事法又は獣 医師法の規定に従い動物用医薬品として家畜等に投与された場合に、選択される薬剤耐性菌について						
テトラサイクリン系抗生物質	<u> 計がかり、系統として審議中</u>	III				
マクロライド系抗生物質	₹クロライド系統として審議中	II(14 員環) III(16 員環)				
安息香酸ビコザマイシン	審議予定 (農水省で追加資料準備中)	ランク外				
ビコザマイシン	審議予定 (農水省で追加資料準備中)	ランク外				
スルフォンアミド系合成抗菌剤	スルフォンアミド系統として審議予定 (農水省で資料準備中)	Ш				
デコキネート	取下げ(2018年6月12日)	ランク外				

※2 指定取消し予定